

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 18 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記 各地方整備局等経由）
各市町村下水道担当部長 殿
（上記 各都道府県経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）

公共工事の入札及び契約に当たっては、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。

この度、別添のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室課長補佐より事務連絡が発出されておりますので、参考送付いたします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 15 日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）

公共工事の入札及び契約に当たっては、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。令和元年 10 月 18 日一部変更。）では、各省各庁の長等は受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされており、これまで「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和 3 年 12 月 1 日付け総行第 419 号、国不入企第 33 号）により、法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるよう要請してきたところです。

国土交通省及び農林水産省においては、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額の取扱いについて、令和 4 年 4 月 1 日時点においては別添 1～6 のとおり運用しておりますので、ご参考にお知らせします。

各団体におかれましては、引き続き法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

■共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合

| 費目 | 工種 | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|-----------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-----------|-------|-----------|-----------|---------|
| | 河川工事 | 河川・湖沼施設工事 | 堤防工事 | 湖沼改良工事 | 湖沼施設工事 | 調整池工事 | P・C工工事 | 橋梁工事 | 傍路・遊歩道の工事 | 公園工事 | 遊歩・自転車道工事 | 橋脚・橋脚基礎工事 | 橋脚・橋脚工事 |
| 全国 | 共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 9.19 | 17.81 | 13.61 | 12.82 | 28.64 | 18.84 | 11.25 | 11.84 | 10.64 | 11.76 | 16.60 | |
| | 現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 1.29 | 2.23 | 1.77 | 1.59 | 3.21 | 2.10 | 1.31 | 1.43 | 1.14 | 1.39 | 2.18 | |
| 被災3県のみ | 共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「建築物」・「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 19.41 | 28.89 | 26.50 | 22.77 | 37.71 | 31.42 | 18.43 | 22.14 | 19.79 | 19.51 | 24.13 | |
| | 現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「建築物」・「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 1.74 | 2.62 | 2.24 | 1.99 | 3.53 | 2.48 | 1.83 | 1.92 | 1.64 | 1.95 | 2.66 | |

(単位：%)

| 費目 | 工種 | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|--------|-----------|-----------|-------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|-------|
| | 橋梁保全工事 | 湖沼施設工事 | 河川維持工事 | 堤防維持工事(1) | 堤防維持工事(2) | 土木工事 | 下水道工事(1) | 下水道工事(2) | 下水道工事(3) | 下水道工事(4) | その他土木工事 | その他土木工事 | |
| 全国 | 共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 22.04 | 14.93 | 10.64 | 19.98 | 15.66 | 15.69 | 15.80 | 9.45 | 6.70 | 18.33 | 12.67 | 7.27 |
| | 現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「建築物」・「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 1.82 | 1.18 | 1.12 | 1.14 | 1.84 | 2.07 | 1.61 | 1.26 | 1.33 | 2.08 | 2.43 | 1.01 |
| 被災3県のみ | 共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 (「建築物」・「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 32.22 | 24.15 | 17.75 | 30.93 | 24.94 | 35.74 | 25.52 | 16.85 | 17.78 | 24.00 | 39.95 | 45.95 |
| | 現場管理費に占める実績変更対象費の割合 (「建築物」・「橋上費」・「遊歩費」・「河川施設費」) | 2.14 | 1.88 | 1.67 | 1.67 | 2.17 | 2.47 | 1.99 | 1.80 | 1.76 | 2.55 | 2.71 | 1.42 |

(単位：%)

別添1

国技建管第21号
令和4年3月23日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

国土交通省
大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

令和4年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」
について

標記について、下記のとおり定め、施行することとしたので通知する。
なお、各地方整備局等においては、関係部局に対して適切に対応するよう周知されたい。

記

1. 間接工事費の実績変更対象費の割合
地域外からの労働者確保等に要する共通仮設費、現場管理費の設計変更に用いる「実績変更対象費」の構成比は、別紙1のとおりとする。
2. 法定福利費の割合
「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」における工種区分の「法定福利費」の構成比は、別紙2のとおりとする。

附 則

本通知は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事に適用する。

なお、令和4年3月31日までに入札書提出期限日を設定する工事については、「令和3年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について」(令和3年3月23日付け国技建管第22号)による。

以上

